

大和高田市Youtube 公式チャンネル運用ポリシー
大和高田市企画政策部広報広聴課

第2版

令和5年2月1日

改定履歴

第 1 版 令和 3 年 9 月 1 日

第 2 版 令和 5 年 2 月 1 日

(目的)

第1条 大和高田市Youtube公式チャンネル運用ポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、本市の市政情報や市で催したイベントなどについて、市の魅力を映像で市内外に広く発信することを目的として、適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Youtube：Google LLCが運営する動画サービスをいう。
- (2) 公式チャンネルID：Youtubeの利用者が当該利用者を識別するための登録ユーザーIDをいう。
- (3) パスワード：本ポリシーにおいては、Youtubeを利用するにあたり、正規の利用者であるかを認証するために必要な文字列を指す。
- (4) 情報発信責任者：大和高田市Youtube公式チャンネル（以下「公式チャンネル」という。）の適正な管理・運用を行うために、大和高田市に置かれる責任者をいう。本ポリシーにおいては、広報広聴課長を指す。
- (5) 管理者：情報発信責任者による管理を補佐し、公式チャンネルの保護を行う係員をいう。広報広聴課長が利用を認めた課内の職員が管理を行う。
- (6) 運用者：情報発信責任者による運用を補佐し、情報発信を行う係員をいう。広報広聴課長が利用を認めた職員等が運用を行う。

(アカウント情報)

第3条 公式チャンネル名、公式チャンネルIDは以下の通りとする。

公式チャンネル名：奈良県大和高田市

公式チャンネルID・URL：

@yamatotakada_official

https://www.youtube.com/@yamatotakada_official

(管理・運用)

第4条 公式チャンネルの管理・運用においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他関係法令を遵守しなければならない。

- 2 投稿においては、当該所属長の下承を得て行うものとする。
- 3 発信する情報は、投稿内容が機密情報の漏えい等につながるおそれがないか等、投稿する前にその影響を十分に確認しなければならない。
- 4 情報発信責任者及び管理者・運用者は、投稿した内容に対して攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応しなければならない。
- 5 情報発信責任者及び管理者・運用者は、投稿した内容が、他者を傷つけ、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

(禁止事項)

第5条 情報発信責任者及び管理者・運用者は、次に掲げるものについての投稿を行ってはならない。

- (1) 本人の承諾なく、個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
- (2) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信頼を傷つけるもの
- (3) 人種、思想、信条、職種等により差別し、又は差別を助長させる内容等を含むもの
- (4) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含むもの（職務上発信することが必要なものを除く。）
- (5) 法令等に違反する行為をおこなう内容を含むもの
- (6) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができるもの

- (7) わいせつな内容を含むものその他の公序良俗に反する内容を含むもの
- (8) 虚偽又は著しく事実と異なる内容を含むもの
- (9) 市の施策の意思形成過程に関するもの（パブリックコメントが実施されている場合を除く。）
- (10) 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- (11) 情報セキュリティポリシーにおいて取扱いに注意を要すると定義されるもの及び取扱制限に抵触するもの。ただし、それ以外のものにおいても本条の他号に当たるものは対象とする。
- (12) その他、運営上、不相当であると判断されるもの

（著作権）

第6条 公式チャンネルで公開している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は大和高田市又は大和高田市以外の原著作者等に帰属することとする。また、著作権上認められた場合を除き、無断で複製・転用・改変等を行うことはできない。

（免責事項）

第7条 公式チャンネルにおける情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではないこととする。公式チャンネルにおける情報を利用したために、ユーザーまたは第三者が被った被害について、一切の責任を負わないものとする。

2 公式チャンネルに関連して生じた、ユーザー間のトラブルまたはユーザーと第三者との間のトラブルによりユーザーまたは第三者が被った被害について、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 上記の他、当ページに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、本市は一切の責任を負わないものとする。

(返信の禁止)

第8条 情報発信責任者及び管理者・運用者は、公式チャンネルにおいて、あらかじめ設定された自動応答機能による返信を除き、個別に返信は行わないものとする。

(アカウントの保護)

第9条 情報発信責任者及び管理者・運用者は、公式チャンネルの保護においては、次に掲げる事項について努めなければならない。

- (1) ログインに利用するパソコン端末等への不正アクセス防止のため、最新のセキュリティパッチの適用やウィルス対策ソフトウェアの導入を行い、セキュリティの確保に努めなければならない。
- (2) なりすましが発生していることを発見した場合は、ホームページにてなりすまし公式チャンネルが存在することの周知を行い、また、信用できる機関やメディアを通じて注意喚起を行わなければならない。
- (3) 公式チャンネル乗っ取りを確認した場合には、パスワードの変更と公式チャンネルの停止を速やかに実施し、ホームページ等で周知を行わなければならない。

(パスワードの設定及び変更)

第10条 公式チャンネルのパスワードは、情報発信責任者が定める。

- 2 公式チャンネルのパスワードは8桁以上とし、文字の種類は半角英大文字、半角英小文字、数字、記号を3種類以上含めたものにしなければならない。
- 3 情報発信責任者は、公式チャンネルのパスワードを毎年度変更しなければならない。
- 4 情報発信責任者は、次の各項のいずれかに該当するときは、公式チャンネルのパスワードを変更しなければならない。

- (1) 管理者・運用者が異動したとき
- (2) 管理者・運用者を変更しようとするとき
- (3) パスワードの漏えいのおそれがあるとき
- (4) 公式チャンネルの乗っ取りが発覚したとき
- (5) その他パスワードを変更する必要があると認めるとき

(公式チャンネルの廃止又は停止)

第11条 情報発信責任者は、公式チャンネルの運用を継続することが困難となった場合は、その理由をホームページに明記し、公式チャンネルの運用を速やかに停止し、又は公式チャンネルを廃止するものとする。

2 情報発信責任者は、公式チャンネルの利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があったときは、速やかに公式チャンネルの運用を停止するものとする。

(その他)

第12条 本ポリシーに定めるもののほか、必要な事項は、情報発信責任者が定める。